

# 大阪府死因究明等推進計画[仮称] (案)

令和5年(2023年)3月  
大阪府

# 目次

第1章 本計画の基本的事項	1
第2章 本府を取り巻く状況	
第1節 大阪府における現状と課題	
(1) 死体取扱数の推移と府内の死因調査体制	2
(2) 大阪市内と大阪市以外の検案数の推移	4
(3) 府民啓発と検案データの利活用	6
(4) 身元確認調査体制及び対応件数の推移	7
(5) 大規模災害時への対応	8
第2節 大阪府死因調査等協議会意見取りまとめに基づく取組状況	9
第3節 国推進計画に記載の死因究明等に講ずべき施策と本府の取組状況	18
第4節 検討が必要な課題	28
(1) 死因究明等に関する人材の確保と育成	
(2) 大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化	
(3) 関連する必要な取組み	
(4) 身元確認調査体制の共有化	
第3章 死因究明等の体制整備に向けた方針と取組み	30
(1) 死因診断体制の整備	31
(2) 適切な検査・解剖体制の構築	34
(3) 施設の連携・強化	36
(4) 施策推進のための環境整備	38
第4章 推進体制等	41
第5章 関係法令	43

## 第1章 本計画の基本的事項

### ○ 本計画の趣旨

大阪府における年間死亡者数は高齢化の進展に伴い、令和2年[2020年]には91,644人となっており、今後も緩やかに増加する見込みであり、それに比例して異状死数も増加傾向にある。

この間、死因究明等を取り巻く状況は、死因究明等推進基本法の施行（令和2年4月）や政府の「死因究明等推進計画」策定（令和3年6月）など、「死因究明」と「身元確認」に関する施策の重要性が高まっている。

こうした中、同法第12条では、「国及び地方公共団体は死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする」旨、規定するとともに、同計画では「国が策定したマニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施等を促す」とされている。

大阪府ではこれまで、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年2月）」をもとに、死因調査体制の整備に取り組んできた。今回、現状と課題を再確認するとともに、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても、本計画に盛り込み、関連施策の推進に取り組んでいく。

### ○ 本計画の位置づけ

「死因究明等推進基本法」にもとづき令和3年6月に閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定するものである。

### ○ 計画期間

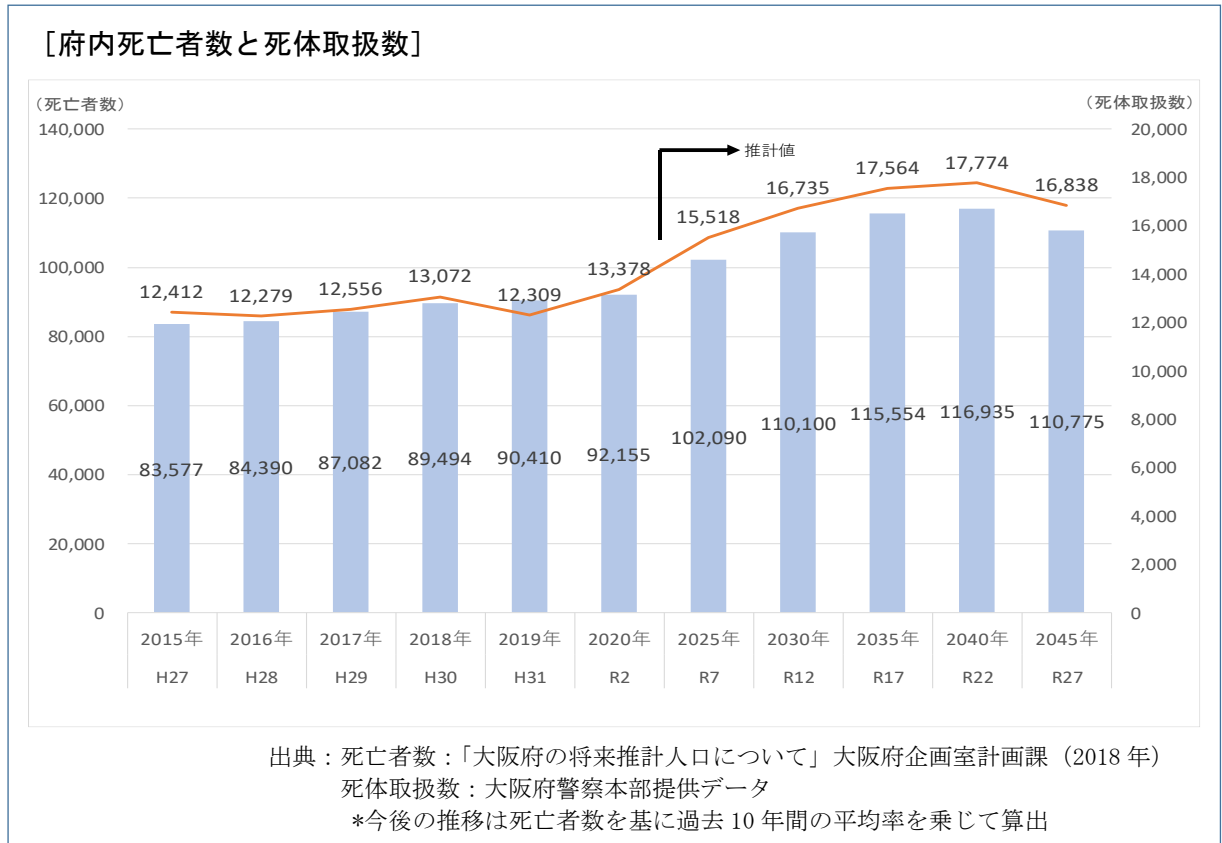
この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から3年間とする。

## 第2章 本府を取り巻く状況

### 第1節 大阪府における現状と課題

#### (1) 死体取扱数の推移と府内の死因調査体制

「大阪府の将来推計人口について」によると、府内死亡者数は、約20年後の令和22年[2040年]にピークを迎え約11万7,000人となる見込みであり、これに比例して死体取扱数も今後増加し続けることが見込まれている。



大阪府内における死因究明体制は次頁（府内の死因究明関連機関）のとおりであり、法医学教室を有する府内5大学等及び監察医事務所においてその役割を担っている。（監察医事務所は事件性が認められない死体、大阪市内では大阪大学、大阪公立大学、関西医科大学が司法解剖等に対応。）

また、日頃、死因究明を必要としない場合の死因診断を行う大阪市以外の警察医及び協力医に対して令和2年度に実施したアンケートでは、60歳以上の年齢層が55.1%を占めていることや、監察医事務所では常勤の監察医は不在であり、非常勤監察医の60歳以上の年齢層が54.5%であり、高齢化の状況は変わっていない。こうしたことから、死因究明等を担う人材確保・育成が急務である。

一方、府内の大学では死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保するため、平成26年度から大阪大学で世界初の大学院死因究明コースを設置し人材育成を進め、死因究明学高度専門人材を30名以上輩出してきたが、働き場所の確保ができていない。令和4年度から大阪医科薬科大学が滋賀医科大学及び京都府立医科大学と連携して取り組む「地域で活躍するForensic Generalist, Forensic Specialistの養成」についても取り組みが開始されている。

[府内の死因究明関連機関]

		大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	近畿大学	はびきの医療センター	監察医事務所
体制		解剖医2名 CT専門医1名	解剖医2名 (実働1名)	解剖医2名	解剖医1名	解剖医1名	解剖医1名	監察医32名 (実働22名)
死後CTの実施状況		有	有	無	無	有	無	有
死因調査 業務 (R3年)	司法解剖	223	95	84	47	23	0	0
	調査法解剖	21	14	26	0	1	46	0
	行政解剖 (承諾解剖)	0	0	0	0	0	0	261
CT撮影件数 (R3年)		31	5	—	—	4	—	1,613

資料：大阪府警察本部、大阪府健康医療部

府内法医学教室等で司法解剖等を担う執刀医の平均年齢は51.4歳であり、その内訳は教授が5名、名誉教授が1名、准教授が2名であり、若手がない。また、司法解剖等の件数はいずれの機関においても増加が顕著であり、令和3年の一人当たり対応数は、大阪大学で120体以上、他の大学では50体程度、令和4年では大阪大学で170体、他大学で80体程度であり、特に大阪大学での人員不足が顕著である。人員の確保とあわせ、大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所の確保が必要である。

[府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況]

	大阪大学	大阪公立大学	大阪医科薬科大学	関西医科大学	はびきの医療センター
R元年	200	153	83	39	36
R4年	337	159	166	71	50
増加率	1.69倍	1.04倍	2.00倍	1.82倍	1.39倍

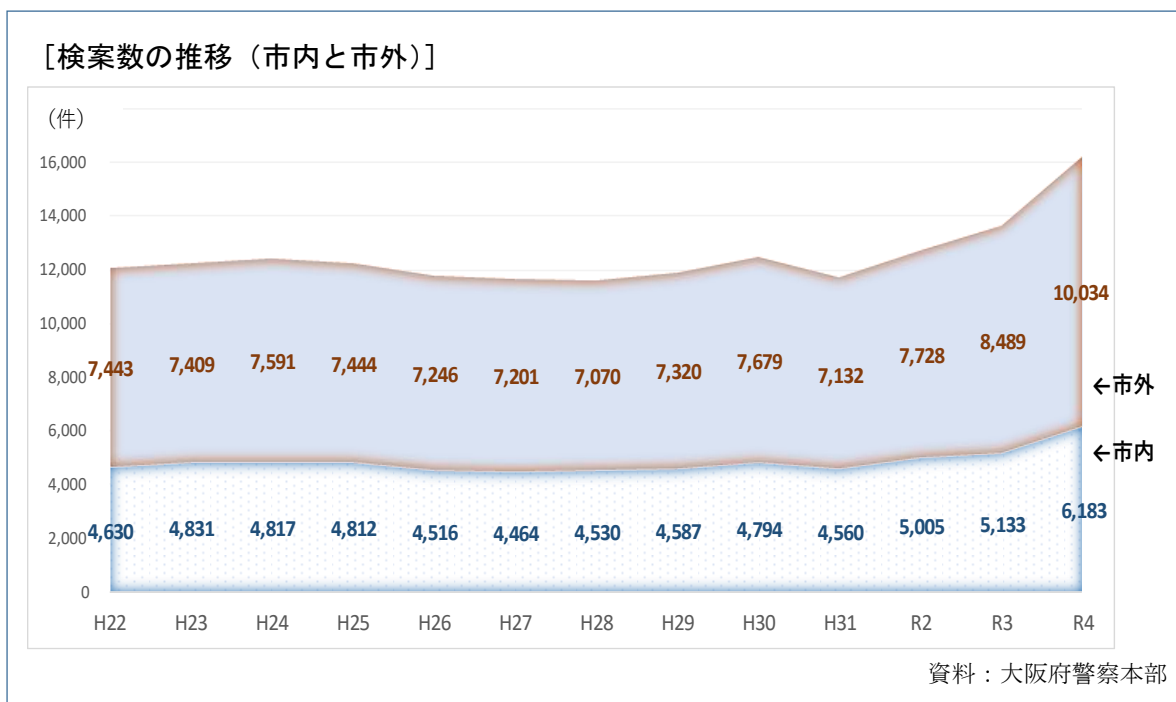
資料：大阪府警察本部 (R4年の数値は暫定値)

※上記件数は、司法解剖、調査法解剖、死亡時画像診断、司法検案の総件数。

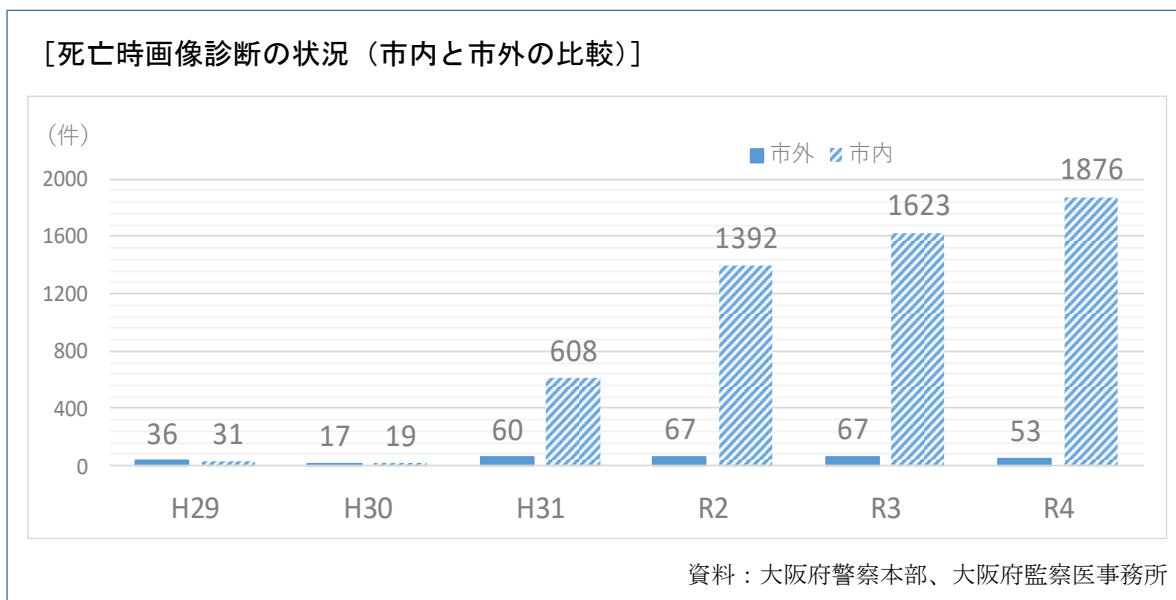
はびきの医療センターは、調査法解剖のみ実施。

## (2) 大阪市内と大阪市以外の検案数の推移

府内の事件性の認められない死体取扱数は、監察医制度を有する大阪市内の検案数に比べ、大阪市以外の警察医による検案数が令和4年実績で約1.6倍となっており、大阪市以外の地域においてより正確な死因究明体制の整備が必要となっている。

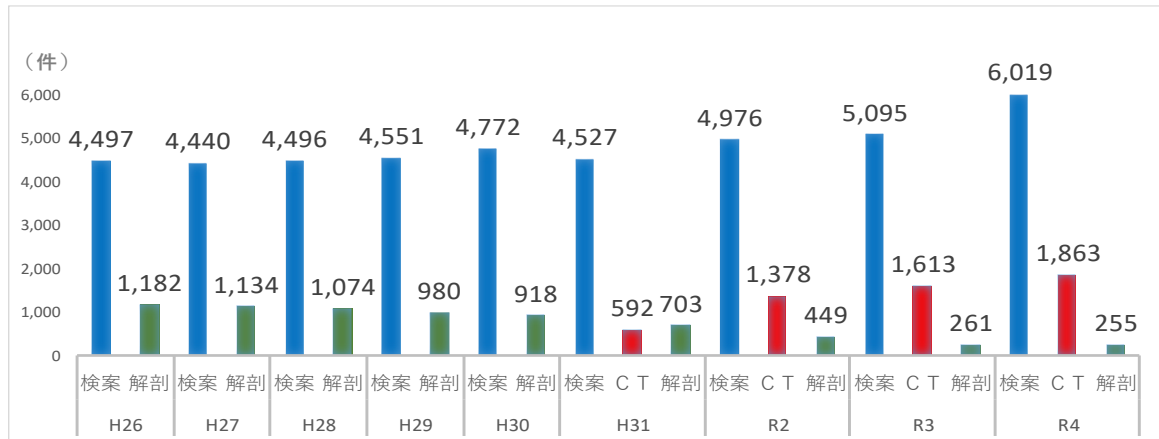


大阪市内と大阪市外の死亡時画像診断の実施状況を比較したところ、市外で亡くなった遺体へのCT撮影件数は、令和4年では53件で100件に満たない状況であり、市外においてより充実した死因究明体制（死亡時画像診断の実施）の整備が必要となっている。



監察医制度を有する大阪市内の検案数も増加しているが、平成 31 年 4 月から導入した C T 設備を活用した死亡時画像診断によって解剖件数は減少傾向にあるが、一方で司法解剖や調査法解剖は増加しており、大阪市内を担当する大阪大学、大阪公立大学、関西医科大学の負担は増加している。(P3 [府内法医学教室等における司法解剖等の実施状況] 参照)

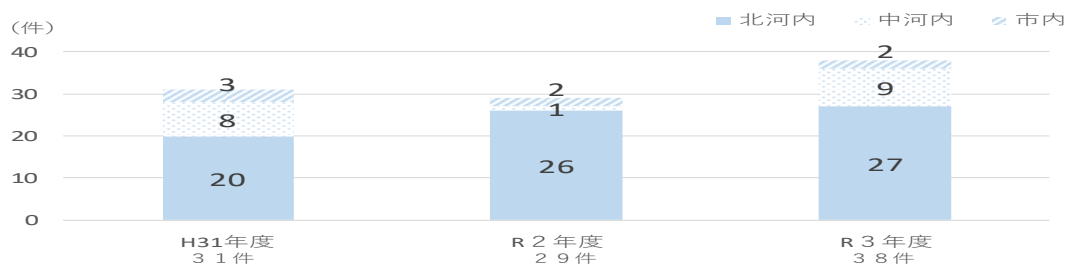
### [大阪府監察医事務所実績 (市内)]



資料：大阪府監察医事務所 (C T、解剖件数は検案数の内訳)

死亡時画像診断は万能ではないものの、解剖に要する時間や解剖に携わる職員の結核等の感染予防、解剖を希望しない遺族感情に配慮した診断手法として有効であることから、大阪府では大阪市以外の一部の地域の死因究明に監察医事務所の C T 設備を活用しており、その件数は増加傾向にある。一方で、司法解剖等件数の増加による大学の負担が増大していることも課題である。

### [大阪府監察医事務所での C T 車の活用 (調査法利用)]



資料：大阪府健康医療部

監察医事務所での死亡時画像診断では、肺炎、肺気腫、肺がん等の呼吸器疾患の他、脳出血、脳くも膜下出血、心嚢血腫、心肥大、冠動脈硬化症などの内因性疾患や、食物誤嚥や(浴槽内)溺死等の外因死の診断に役立っている。

特に、新型コロナウイルス感染症、肺結核、ガス壊疽等の感染症の検出に優れており、PCR検査等を行いその結果を保健所に即時報告することで、周囲の方への感染拡大防止につながっている。解剖については、C Tで診断できないもので解剖が必要な場合、実施できるよう設備の充実を図り、新型コロナウイルス感染症対策等に寄与していく必要がある。

### (3) 府民啓発と検案データの利活用

大阪府では、穏やかな看取りへの対応としてこれまで「人生会議」の周知啓発をきっかけに、在宅での看取りが円滑に進むよう取り組んでおり、今後も継続する。

#### [人生会議の周知啓発]

- 令和元年度 「府政だより」の紙面一面に「人生会議」特集記事を掲載
- 令和2年度 大阪府のツイッター、フェイスブックに「人生会議」を発信
- 令和3年度 「人生会議アニメーション動画」を作成し、YouTubeにて発信
- 令和4年度 「府政だより」への掲載、啓発漫画を作成しホームページで公開

また、死因調査体制の整備にあたり、死因究明に対する遺族感情等の把握は不可欠であることから、令和4年度、厚労省の死因究明拠点モデル事業において、さらなる検査や解剖についての遺族への対応についても分析・検討を進めており、その状況は次のとおりである。

モデル事業開始以降、警察医から遺族に対し詳細な死因究明のためにさらなる検査や解剖の必要性について説明した件数が24件あったが、うち死因究明拠点において検査・解剖を行った件数は2件となっている(R5.1末時点)。さらなる検査や解剖は不要とした遺族の認識は、外表検査による検案結果の説明を受けて十分納得でき、検査や解剖に時間をかけることは避けたく一刻も早く遺族の元に返してほしいといったものであった。死因究明の重要性が指摘される中、今後、府民への死因究明の啓発に際し、こうした遺族への対応結果等を踏まえた分析や検討等を行い、次年度以降のモデル事業や府の施策構築につなげていく必要がある。

検案データの利活用については、監察医事務所で検案データの電子化に取り組んでおり、これまで蓄積された検案データを利活用し、熱中症での死亡事例や孤独死の現状について近畿公衆衛生学会やホームページを通じて広く府民啓発を行い、公衆衛生の向上に努めている。

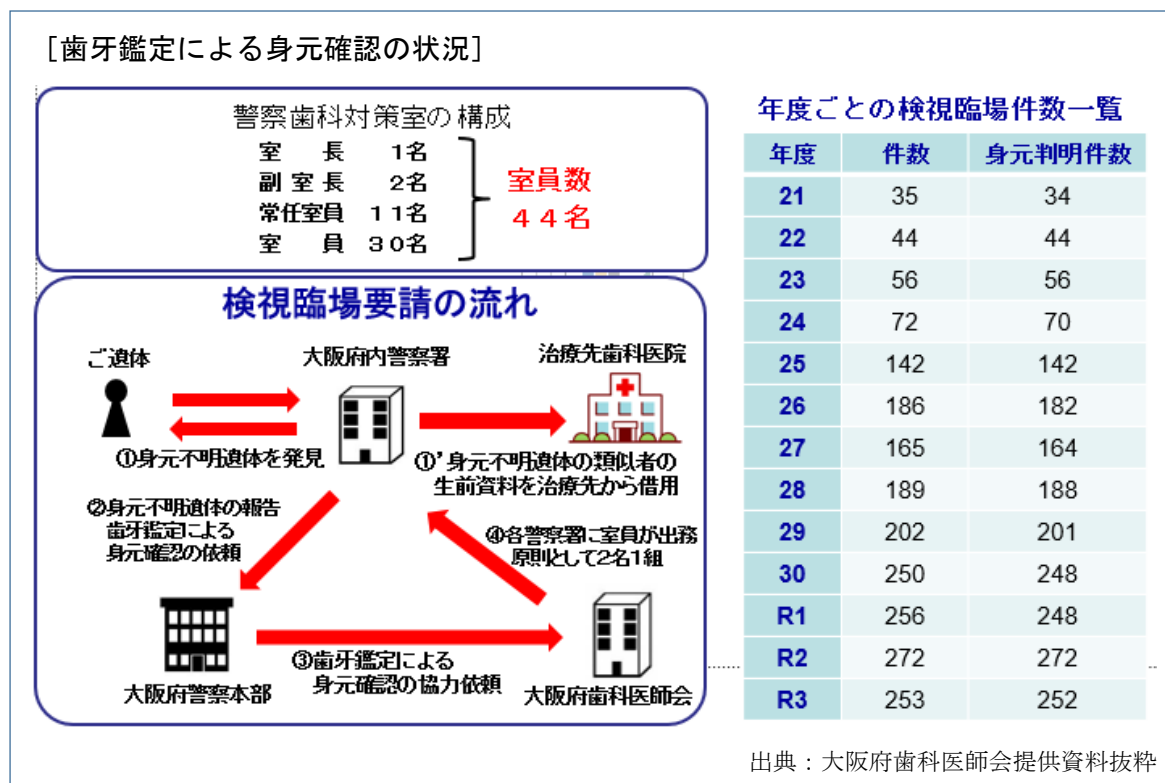
さらに、入浴死や自殺についても庁内関係課と連携し、個人情報に配慮しつつ、データの提供を行うことで府民への周知やその対策に努めているところである。

今後は、データ電子化の継続や蓄積したデータを分析することで、関係機関と連携した感染症の早期発見など、公衆衛生の向上に寄与するよう取り組む必要がある。



#### (4) 身元確認調査体制及び対応件数の推移

大阪府歯科医師会では、大阪府警察本部（鑑識課）と協力体制を組んでおり、府内の身元不明死亡者のうち、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、警察歯科対策室の室員 2 名が出務し、生前資料を治療先から入手した上で身元の特定作業を行っている。



また、大阪大学でも大阪大学で解剖された身元不詳の死亡者に対する歯牙鑑定を受託し、身元確認を行っている。歯科医師 6 名による午前午後の当番制でCT撮影およびパノラマ撮影を実施して生前のものと照合し、より科学的な鑑定を行っている。

## (5) 大規模災害時への対応

我が国では平成 23 年に発生した東日本大震災以降も熊本地震（平成 28 年）や豪雨・豪雪による自然災害が日本各地で頻発、大阪でも大阪府北部地震（平成 30 年 6 月）や台風 21 号（平成 30 年 9 月）など、府民生活を揺るがす自然災害が発生、さらに関西の広い範囲で被害が想定される南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年間で 70%～80%となっており、大規模災害時における身元確認体制の備えも必要となっている。

現在、大阪府では、災害対策基本法に基づき、昭和 39 年に「大阪府地域防災計画」を策定（令和 4 年 1 月修正）し、関係機関は遺体対策について必要な措置を行うこととしている。

### 【警察本部・第五管区海上保安本部】

- 1 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- 2 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市町村をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

### 【市町村】

- 1 遺体安置所の設置
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので、警察その他の関係機関と連携を図る。

### 【大阪府】

- 1 警察本部より検案要請があった場合、監察医事務所において検案を行う。
- 2 市町村からの要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村との調整、他府県への応援要請を行う。

また、日本医師会では、災害対策基本法の「指定公共機関」に指定（平成 26 年 8 月）され、「防災業務計画」を策定した。この計画に定める災害医療支援活動に「死体の検案に関する医師の派遣又はその協力」について記載されている。

さらに、日本歯科医師会では、「大規模災害時の歯科医師会行動計画」を策定（平成 22 年 8 月）し、令和 3 年 5 月には改訂版が出されている。この計画では、全国統一版として普及に努める「身元確認マニュアル」が掲載されており、身元確認の統一的な対応を示している。

一方、大阪府歯科医師会では「警察歯科対策室」を設置し、身元不明の遺体について大阪府警からの検視臨場要請により、歯牙鑑定による身元確認を年間約 300 件行っている。身元確認には、生前の歯科資料の整備が不可欠であるが、資料検索が難航した場合、歯牙鑑定を行う上で時間を要する場合もある。また、現状、年間約 300 件の身元確認を行っているものの、大規模災害が発災した場合は一度に多数の死者、身元不明者の発生が想定されるため、これらに対応するための体制構築（人的体制、物的体制：ポータブルレントゲン等の機材確保）が必要である。

大阪大学では当番制の歯科医師 6 名が蓄積と研鑽を進めており、AI を用いた歯牙照合に関し近畿大学と連携して実施中である。簡易型パノラマ撮影装置の開発が待たれている。

こうした状況を踏まえ、大規模災害時に想定される死体検案や身元確認作業についても、死因究明等に携わる関係者間で情報を共有し、いざという時に備え、連携を強化していくことが求められている。

## 第2節 大阪府死因調査等協議会意見取りまとめに基づく取組状況

### ○経過

平成26年6月、国において死因究明等の推進に関する法律に基づき「死因究明等推進計画」が策定され、地方においても関係機関・関係団体間の連携体制の構築と死因究明の体制整備に向けて努力するよう求められた。

大阪府では平成28年度に「死因調査等あり方検討会」、平成29年度からは「大阪府死因調査等協議会」を設置し、平成30年2月に「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」として、本府における死因調査体制の推進を図るべく、今後の方向性や具体的な取組の提案をいただいた。

### ○大阪府死因調査等協議会意見取りまとめの考え方（平成30年2月）

- ・正確かつ適切な死因を特定する体制整備に早期に着手する必要がある、そのためには「現行の監察医制度を活用しつつ、府域全体の死因調査体制を整備する」ことが重要である。
- ・この基本方針のもと、今後の死因調査体制の整備に向けた方向性として「死因診断体制の整備」「適切な解剖体制の構築」「施設の連携・強化」の3点の取りまとめに加え、これらを推進するにあたって「留意すべき事項」について取りまとめた。
- ・これらの体制整備にあたり、様々な差異のある大阪市内と市外の対応について、府域全体を視野に入れた体制の均てん化<sup>1</sup>をめざすものとする。

#### （1）死因診断体制の整備

##### 【基本的な方向性】

- かかりつけ医や救急医等における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルの向上
- 法医の不足といった現状への対応策の検討
- 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応策や業務負担に対するサポート体制の検討

#### （2）適切な解剖体制の構築

##### 【基本的な方向性】

- 解剖によらない死因診断（死亡時画像診断等）の手法の検討
- 解剖に際してのご遺族への配慮
- 解剖が必要と判断した理由の明確化やより精度の高い記録の作成・保存の検討
- 蓄積した貴重なデータの利活用方法の検討

<sup>1</sup> 均てん化：主に医療政策の分野で用いられる語で、医療サービスなどの地域格差などをなくし、全国どこでも等しく専門的な医療を受けることができるようにすることを指す語。  
本計画では、府内のどこでも等しく死因究明等が行われる体制整備をめざすことをいう。

### (3) 施設の連携・強化

#### 【基本的な方向性】

- 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、解剖可能な協力施設との連携を検討
- 監察医事務所の老朽化対策を検討
- 行政として府域全体の死因調査体制を総合調整

### (4) 留意すべき事項

- ① 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した死因診断の仕組みの検討
- ② 犯罪死の見逃し防止という社会的要請にどう応えていくかの検討
- ③ 大阪市内と大阪市外で差がある検案書発行手数料について検討

## ○府の取組状況

大阪府では、上記の協議会意見取りまとめを受け、「死因調査体制の整備に向けた今後の取組み（平成30年2月）」をもとに事業を実施している。令和3年度までの実施状況は以下のとおり。

### (1) 死因診断体制の整備

#### ①救急医向け研修

府内の救急告示病院に勤務する救急医に対し、平成30年度から研修を実施。この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、研修自体を取り止めた年もあったが、オンタイムによるWeb開催やオンデマンドによる研修ビデオの配信など、コロナ禍で多忙を極める救急医への周知啓発に努めた。

特に、アンケート調査についてはコロナ禍にあっても継続して実施するなど、救急医の現状把握に努めた。

#### ②かかりつけ医向け研修

上記研修と同様、新型コロナウイルス感染拡大のため、対面形式での研修からオンタイムによるWeb研修やオンデマンドによる研修ビデオの配信に変更した。

なお、研修参加者へのアンケート調査については、対面形式による研修開催時には実施することで現状把握に努めたが、Web研修等の際には実施を断念した。

#### ③検案サポート医体制の検討（犯罪死見逃し防止）

大阪市外の警察医の死体検案をサポートするため、検案要請書の府内統一や監察医による検案同行研修などの支援を行った。

また、大阪市外の警察医と協力医の現状を詳細に把握するため、死体検案に対するアンケート調査を実施し、課題やニーズについて整理した。

#### ④人材の育成・確保

検案医の養成・確保について、関係省庁に対して要望を行うとともに、大阪市内の救急医と監察医による意見交換を通じて、死因診断における監察医の知見を解説し共有した。

#### ⑤地域におけるセーフティネット

監察医事務所で得られた孤独死に関する知見を、近畿公衆衛生学会をはじめ、報道機関等からの問い合わせに対して情報提供を行った。

### (2) 適切な解剖体制の構築

#### ①死亡時画像診断（CT）の導入

平成31年度に監察医事務所で導入したCT設備搭載車により、死亡時画像診断を推し進めた結果、撮影件数が年々増加する一方、画像診断でも死因が不明な場合には解剖を行うなど、遺族感情に配慮した死因診断につながった。

また、監察医業務のみならず、大阪市以外の死因診断に活用できるようモデル地域を設定して、運用上の効果検証を行っている。

#### ②データの利活用

監察医事務所で扱った検案・解剖に係る情報を、令和2年度からデータベース化し、孤独死をはじめ、熱中症予防や自殺対策、入浴死（ヒートショック）などの分野における公衆衛生の向上に活用している。

### (3) 施設の連携・強化

#### ①法医学教室等との連携を検討

大学の法医や監察医と連携し、モデル地域（堺・泉州地域）において、遺体のCT撮影に協力していただける医療機関を確保するため、実施のための枠組みについて関係者間で合意形成し、医療機関からヒアリングを行う。

#### ②監察医事務所の設備等の対策

監察医事務所において日々運用する中、ハード面での支障が生じた場合、その都度補修工事を実施しているほか、来庁者の利便に資するよう、多目的トイレの新設やトイレの洋式化への改修工事を行った。

### (4) 留意すべき事項

#### ①府民啓発

終末期の看取りについて府民が考える機会の提供として、「人生会議」を中心に広報を行った。「府政だより」への毎年掲載をはじめ、ツイッターやフェイスブック、啓発ビデオを作成しユーチューブでの配信を行った。

#### ②ワーキング会議の開催

救急医向けやかかりつけ医向けの研修内容を検討するため、研修ワーキンググループでの議論をはじめ、大阪市外の警察医をサポートするため、検案サポートワーキンググループを立ち上げ実態把握のためのアンケート調査を実施するなど、適宜ワーキンググループでの意見聴取を行った。

### ③手数料の見直し

府域のバランス及び死亡時画像診断（CT）等の機能強化に伴い増高する費用などを勘案し、監察医事務所の手数料を改定した。

\*手数料の改定（平成31年4月実施）

死体検案書発行手数料	11,700円→20,000円
生命保険関係証明書発行手数料	8,800円→8,900円

(参考：平成 30 年度～令和 4 年度の進捗状況)

### ◆死因診断体制の整備

#### ① 救急医向け研修

目的：心肺停止で救急搬送され死亡した症例に対し、対応可能なものについて、死亡診断書(死体検案書)を発行できるよう、死因診断に対するノウハウや検案技術のさらなる向上を図る。

目標：・救急医による死亡診断書(死体検案書)の作成率向上  
(可能な限り、医療機関等で死亡診断・検案する体制構築を目指す。)

内容：府内全救急告示医療機関(約 250 施設)に平成 30 年度から 3 年間(年 2 回)で、法令解釈や死亡診断書(死体検案書)作成、検案技術の研修を実施

進捗状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	計
対象者数 (病院数)	200人	200人	106人	(286病院)	(286病院)	506人 (286病院)
実績値 (視聴回数)	181人	117人	未実施	188回	実施中	386人(回)

#### ② かかりつけ医向け研修

目的：生前より患者の治療に関わったかかりつけ医等に対し、死亡診断書作成研修を実施することで、在宅での看取りを広げる機運を醸成し、医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上を図る。

目標：・研修参加人数を約 500 名/年  
・かかりつけ医による死亡診断書(死体検案書)の作成率向上

内容：かかりつけ医等に対し、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施

進捗状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	計
医師 (視聴回数)	270人	203人	358人	(253回)	実施中	1,084人 (回)
多職種	157人	575人	71人	-	-	803人
手法	5会場	5会場	オンライン	オンデマンド	オンデマンド	

#### ③ 検案サポート医体制の検討(犯罪死見逃し防止)

目的：大阪市外で検案を行う警察医の検案レベルの向上や不安(負担)の軽減

内容：検案サポート事業(監察医事務所の監察医(法医等)が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業)を通じて、検案レベルの向上や死因の確定に悩む警察医等をサポート

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
実績 なし	・検案要請書の府内統一 ・検案同行研修 (警察医会役員)	<b>検案サポートWG設置</b> ・市外警察医の現状把握 (アンケート調査) ・今後のサポート案	実績 なし	・休日夜間サポートリスト ・検案技術向上研修(予定) ・病歴照会アンケート

#### ④ 人材の育成・確保

目的：死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保

内容：大阪大学における死因究明コースでの人材育成を引き続き実施するほか、他大学においても人材育成のための方策を検討する。府内の救急医療機関等との意見交換を通じ、監察医事務所での検案医を経験する仕組みを検討

進捗状況：

- 検案医の養成・確保を国家要望（部局重点）
- 大阪大学大学院における死因究明学コース（H26年度設置）  
11科目（1科目2単位）の講義と4科目の実地演習で構成
- 大阪医科薬科大学における法医学能力を備えた臨床医・歯科医育成コースの新規設置（R3年度：国による事業選定、R4年度：開講）
- 大阪市内の救急医療機関との意見交換  
（R2年度：2機関、R4年度：4機関 [予定]）

#### ⑤ 地域におけるセーフティネット

目的：孤独死等の状況を周知し予防につなげる

内容：監察医事務所で作られた孤独死関連のデータをホームページ等で周知し、その予防につなげる

進捗状況：

- 近畿公衆衛生学会・府ホームページに毎年掲載（監察医事務所）
  - ・ 独居の孤独死
  - ・ 同居の孤独死
  - ・ 熱中症死亡に関する統計
  - ・ 過去5年間の熱中症死亡者数

#### ⑥ 死因究明整備拠点モデル事業

目的：府域の均てん化への対応、死因究明に対する府民理解の促進

内容：大阪市以外の地域において事件性のない遺体に検査・解剖ができる体制を構築し、均てん化を進めるとともに、この取組を通じ死因究明に対する府民の理解を深める。

進捗状況：

- R4年度  
池田警察署管内をモデル対象地域とし、さらに検査や解剖が必要な場合、遺族の同意を得て、死因究明拠点の大阪大学で検査等を実施。



## ◆適切な検査・解剖体制の構築

### ① 死亡時画像診断（CT）の導入及び活用

目的：増加する解剖への対応（画像診断により死因を特定）、遺族感情に配慮した死因診断手法の一つとして、死亡時画像診断（CT）を導入。また、大阪市内外の検案体制の均てん化をめざし、CT導入による市内の解剖の抑制効果を活用しつつ、市外の死因調査に対応するとともに、災害時にも活用する。

目標：検案、CT（死亡時画像診断）、解剖により得られた情報を死因診断に活用し、解剖数の抑制につなげる。

進捗状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	計
市内	CT車購入	860件	1,544件	1,755件	1,287件	5,446件
市外	覚書締結	31件	29件	38件	11件	109件



### ② データの利活用

目的：監察医事務所で扱う各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖等により得られたデータを情報分析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用する。

目標：監察医事務所で取扱う各データを統計管理できる仕組みを構築。統計データとして蓄積された情報を活用し、公衆衛生の向上・増進に関する施策展開につなげる。

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
5大学にヒアリング	・検案業務にタブレット端末を導入 ・システム開発	システム運用開始	データ蓄積 ・孤独死 ・熱中症 ・自殺	データ蓄積 ・孤独死 ・熱中症 ・自殺 ・入浴死

## ◆施設の連携・強化

### ① 法医学教室等との連携を検討

目的：死亡者数増加への対応（解剖等の分散）

内容：監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査・解剖体制の構築をめざす。各大学等現状把握を行い、協力施設の確保・連携をめざす。

進捗状況：

- 検査・解剖協力医療機関の確保【堺・泉州地域モデル事業】
  - ・民間医療機関への意向調査を実施

## ② 監察医事務所の設備等の対策

目的：監察医体制の維持・強化や施設の老朽化対応

内容：今後の多死高齢社会に備えた死因調査体制を整備するため、監察医事務所の位置づけ、役割を踏まえた組織体制の検討、および老朽化対応

進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
解剖台・遺体保存庫の設備更新	・監察医務監の配置 ・事務所職員の本庁兼務発令	各種補修工事実施	トイレ改修工事等実施	検査機器購入更新

## ◆関連する取り組み

### ① 府民啓発

・内容：人生の最後、終末期の看取りについて、府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解を促進


・進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
在宅医療懇話会でのPR	府政だよりに「人生会議」掲載	ツイッター等のSNSに「人生会議」掲載	「人生会議」啓発ビデオ作成	「人生会議」啓発漫画作成

11/30は「人生会議の日」  
あなたも「人生会議」してみませんか

「人生会議」とは、もしものときに備え、あなたが大切にしていることや、どこで、どのような医療・ケアを望むのかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合うことです。あなたはどんな生き方をしたいですか？人生会議について考えてみましょう。

HP [大阪府 人生会議](#)



もずやん@大阪府広報担当副知事 @osakaprePR

11月30日は #人生会議の日♪  
#人生会議 (#ACP) とは、もしものときに備え、自分が大切にしていることや、どこで、どのような医療・ケアを望むかを、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有しておくことやねん。  
みんなも「人生会議」してみてな～☆  
[pref.osaka.lg.jp/iryo/zaitaku/a...](http://pref.osaka.lg.jp/iryo/zaitaku/a...)



### ② ワーキング会議の開催

・内容：研修や検案サポート体制の整備などテーマ別に専門の委員や参考人などから意見を聴取し検討を行う。

・進捗状況：

H30	R1	R2	R3	R4
研修WG (2回)	研修WG (1回)	・研修WG (1回) ・検案サポートWG (2回)	・研修WG (1回)	・研修WG (1回) ・計画WG (5回) ・検案WG (1回予定)

③ 手数料の見直し

- ・ 内容：府域のバランス及び死亡時画像診断（C T）等の機能強化に伴い、増嵩する費用などを勘案し、監察医事務所の手数を改正
- ・ 進捗状況：
  - 府事務手数料条例の一部改正（H31. 4）
    - ・ 死体検案書発行手数料 11,700 円→20,000 円
    - ・ 生命保険関係証明書発行手数料 8,800 円→ 8,900 円

### 第3節 国推進計画に記載の死因究明等に講ずべき施策と本府の取組状況

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」について、府内関係機関におけるこれまでの取組状況や課題・今後の方向性を整理したところ、次のとおりであった。

#### ○国推進計画から見た府内の取組状況等

(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）

国推進計画に記載の内容	都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会の積極的な開催【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府警と大阪府警察医会との研修を年1～2回実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、近年は中断している。【大阪府警、大阪府警察医会】</li> <li>・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が開催する年2回の研修に大阪府警の鑑識課、検視調査課が参加している。【大阪府警、大阪府歯科医師会】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府警と大阪府警察医会及び大阪府歯科医師会の研修を実施。今後も研修を継続することで人材育成（スキルアップ）を図る。</li> <li>・警察医の高齢化が課題であり、若手医師の育成が必要。</li> <li>・歯牙鑑定による身元確認の経験や出務回数によって歯科医師の習熟度に差が生じており、大阪府警と大阪府歯科医師会が連携を深めながら研修内容を充実させることでスキルアップを図る。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省：日本医師会に委託】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度から救急医向け及びかかりつけ医向け研修の実施。この間、対面やオンデマンド方式等で研修を実施し、延べ1,189名〔救急医向け：386名、かかりつけ医向け：803名〕が受講した。【大阪府：大阪府医師会に委託】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所での取扱件数のうち、救急医療機関経由のものが令和元年以降増加傾向にある（R元：34.7%→R3：37.4%）ことから、適切な死因診断を行うことの重要性や死因診断名の付け方の認識の統一を図る必要がある。</li> <li>・今後、在宅での看取りの増加が見込まれる（R元：10.1%→R2：13.1%）ことから、医師だけでなく、在宅介護に関わる人材への研修も必要。</li> <li>・救急医やかかりつけ医に対する死亡診断書作成の研修を行う。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査等への影響を留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	・過去に例のない特異な事例を資料化し、監察医に対し提供している。 【大阪府警】
課題・方向性	・検案技術向上のため、誰を対象にどのような内容を警察から還元することが必要か、検討が必要。

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）

国推進計画に記載の内容	大学を通じ、死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備し、その成果の普及促進等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める【文部科学省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度から令和 2 年度まで文部科学省特別経費「死因究明学の創造の担い手養成プラン」事業の実施【大阪大学大学院】</li> <li>・平成 26 年度から大阪大学大学院死因究明学コースで開講している科目群については 400 名以上が受講している。【大阪大学大学院】</li> <li>・監察医事務所における検案実地実習【大阪大学大学院、大阪府】 (実績：H29～H31 毎月数回実施、R2～R3 は新型コロナウイルス感染症拡大により中断)</li> <li>・大阪大学における検案実地演習【大阪大学大学院】 (実績：H27～現在まで年間 10 日以上実施)</li> </ul> <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度、大学院修士課程に世界で初めて「死因究明学コース」を設置し、13 科目の講義、4 科目の演習で専門人材を養成。【大阪大学大学院】</li> <li>・平成 27 年度から随時、以下の大学院科目等履修生プログラムを実施し、いずれも文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定され、厚生労働省職業訓練給付金制度の対象となっている。【大阪大学大学院】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「死因診断能力の向上と死因究明の攻究」(大卒以上)</li> <li>「在宅医療の充実における看取り向上のための検案能の涵養」 (医師)</li> <li>「多死社会における死後画像診断能力の向上」 (医師、診療放射線技師)</li> <li>「訪問看護師向け死因究明の涵養プログラム」(看護師)</li> <li>「死因究明学に根ざした法歯学の涵養プログラム」(歯科医師)</li> </ul> </li> <li>・地域で活躍する Forensic Generalist, Forensic Specialist の養成 大学院博士課程コース、インテンシブコースを開講。【大阪医科薬科大学(滋賀医科大学、京都府立医科大学と連携)】</li> <li>・大阪大学大学院高度副プログラム「死因究明学に根ざした法医学者・法歯学者養成プログラム」を実施【大阪大学】</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度文部科学省教育研究組織の改革に対する支援事業に「「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業」が採択【大阪大学】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の定員が限られており、キャリアパスへの不安もあり、法医学を志す学生が少なく、法医学者の不足につながっている。</li> <li>・文部科学省「基礎研究医養成活性化プログラム」を大阪医科薬科大学以外の大学での活用を検討。</li> <li>・死因究明等に係る人材養成と研究推進の拠点を整備していく際の費用負担が明確になっていない。</li> <li>・法医学教室を有する府内5大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、アンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討していく。</li> </ul>

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）

国推進計画に記載の内容	<p>地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備を要請【厚生労働省】</p>
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の死因調査体制整備の取組みについて、大阪府の附属機関である死因調査等協議会で進捗管理している。【大阪府】</li> <li>・大阪市内の検案は監察医事務所で対応しており、大阪市外は大阪市内との均てん化に向けた取組みを実施している。【大阪府】</li> <li>・令和4年度に新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し、採択された。当該モデル事業は事件性が認められない死体を対象にしている。この事業を通して、大阪市外における検査・解剖の課題等の把握に努めている。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内と大阪市外で死因調査体制に差があり（市内：監察医、市外：警察医）、引き続き均てん化の取組みが必要。</li> <li>・大阪市外で死亡時画像診断を行うためには、①近隣でCT撮影が可能な医療機関の確保、②CT撮影した医療機関や警察医が撮影データを読影できる体制の確保、③死体検案書を作成できる医師の確保や育成等が必要であり、これらを念頭に取組みを進める。</li> <li>・府域の死因究明体制について、市内は監察医事務所があるものの、市外では薬毒物・感染症等の検査を実施できる体制が必要。</li> <li>・大阪市以外の死因究明体制整備について、現在実施している国モデル事業の成果等をもとに短期及び中長期の方針を定める。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定ワーキンググループを設置し、大阪府版死因究明等推進計画（仮称）の策定を目指しており、今後の取組み等について検討中。 【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府版死因究明等推進計画（仮称）の策定後は、府死因調査等協議会を構成する関係者が連携して取組みを推進していく。</li> <li>・厚生労働省では令和3年度から定期的の実態調査を実施。その結果を参考にして、現在値・目標値を確認し、さらに他の都道府県の実態と比較しつつ把握・分析し、問題点を抽出していく。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、技能向上に必要な情報の還元や必要な協力を行う。【厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年秋に航空機事故を想定した検案や身元確認訓練について大阪府歯科医師会をはじめ関係機関と連携して実施している。【大阪府警、地元の消防・医師会・医療機関、歯科医師会等】</li> <li>※参考：令和4年度から、大学院で法歯学者養成プログラムとして「法歯学」講義を開始している。【大阪大学】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機事故が発生した場合に備えた救助や検視・身元確認訓練（関西国際空港緊急計画連絡協議会主催）は行われているが、大阪府が実施する災害対策訓練の中で検案や身元確認訓練は行っていないため、訓練の中に位置付けして実施できるよう、まずは関係者による意見交換から始める。</li> <li>・大規模災害等の発生時、歯牙鑑定に必要な検歯用機材（ポータブルレントゲン等）の確保が課題。</li> <li>・身元確認が多数必要となった場合の歯科医師の確保が課題。</li> </ul>

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）

国推進計画に記載の内容	今後見込まれる死亡者数の増加に対応すべく、より効果的・効率的な検視官の運用を検討【警察庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の都道府県警察にない「検視調査課」を平成28年4月に設置し、専門的かつ適切な検視が可能な体制を構築し対応している。【大阪府警】</li> <li>・映像支援システムの活用（検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置を活用）。【大阪府警】</li> <li>・大阪府警と各大学法医学教室との検視官研修を年1回実施してきたが、近年は中断している。【大阪府警、各大学】</li> <li>・身元・遺族等不明遺体について、平成26年7月から民間業者に保管委託できる制度を開始。【大阪府警】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検視調査課設置以降も府内の死亡者数は増加の一途をたどっており、要対応件数も年々増加。2040（R22）年をピークに今後も増加が見込まれることから、体制の強化が必要。</li> <li>・大阪・関西万博をはじめ大規模イベントやプロジェクトへの対応もあり、人員の確保が困難な状況。</li> <li>・司法解剖等における課題や検視技術の向上に向けて研修を継続させスキルアップに繋げる。</li> <li>・超高齢多死社会の中、独居で発見が遅れたなどの理由で死体現象が進む案件が増加しているため、身元を特定して遺族等に遺体を引き渡すまでの期間が長期化している。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る【警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、府内大学等と連携して対応している。【大阪府警】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によっては、解剖や死亡時画像診断を身近な場所で実施できないところもある。</li> </ul>



(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）

国推進計画に記載の内容	検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学者に相談できる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る【厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死因診断の実務に取り組む人材を育成・確保するため、大阪市内の救急医と監察医による死因判定等についての意見交換（監察医によるフィードバック）を行っている。【大阪府】 （R2年度：1機関、R4年度：4機関 [予定]）</li> <li>・監察医事務所の監察医（法医等）が行う検案に、希望する警察医等が同行し、死因診断技法等を習得する事業を通じ、検案レベル向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしている。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内の救急医療機関と監察医による意見交換を継続し、死因診断の実務レベルの向上をめざす。大阪市外については、今後、検討を進める。</li> <li>・警察医等のニーズに応じた研修等を行うことで、検案技術の向上（犯罪死の見逃し防止）や死因の確定に悩む警察医等をサポートしていく。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用を支援【厚生労働省】
これまでの取組状況	・平成31年度から、行政解剖等に必要な監察医事務所の解剖・検査費用について、国の医療施設運営費等補助金を活用している。【大阪府】
課題・方向性	・引き続き、国の補助金等も活用しながら、施設や設備の充実を図るとともに監察医事務所以外の関係機関において、事件性が認められない死体の検査、解剖等にかかる費用への支援のあり方について検討する。

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第 15 条）

国推進計画に記載の内容	地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う【厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の大学法医学教室等や監察医事務所において、死体検案、解剖、死亡時画像診断をはじめ、薬毒物検査や新型コロナウイルス P C R 検査を実施。</li> <li>・令和 4 年度に厚生労働省の新たな補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」に応募し選定された。当該モデル事業を通じ、市外における検査・解剖等の課題を把握する。【大阪府】</li> <li>・堺・泉州地域で死亡時画像診断に協力いただける医療機関を確保すべく、ヒアリング調査を実施中。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外では、事件性が認められない死体への検査や解剖実施は少なく、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備が必要である。</li> <li>・まずは、C T による死亡時画像診断を活用しながら、薬毒物検査等各種検査体制の構築について、国モデル事業の試行実施結果を踏まえ検討することで、市外の死因究明レベルの向上をめざす。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	各地域における中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査を行うための施設・設備を設置する費用を支援【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度に大学法医学教室（2 大学）における死亡時画像診断システム等の整備費用について申請中であり、うち 1 大学は整備完了後に C T 2 台体制となる。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市内と大阪市外の均てん化のため、死亡時画像診断に必要な C T が未設置の大学や医療機関に対し、有用性等を訴え、国の補助金を活用しながら導入を働きかける。</li> </ul>

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備  
(法第16条)

国推進計画に記載の内容	歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府歯科医師会内に警察歯科対策室を設置。大阪府警からの依頼に対して歯牙鑑定による身元確認を年間約300件実施している。【大阪府警、大阪府歯科医師会】</li> <li>・府内の一部地域では、大学と地元歯科医師会が連携して、認知症患者の歯牙情報をデータベース化する動きがある。</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認の際に必要な歯牙データは、各歯科医院で保存されており、データベース化されていない。継続したデータ蓄積を行っていく必要がある。</li> </ul>

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

国推進計画に記載の内容	関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じて、その登録件数を拡大する【厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の異状死死因究明支援事業における監察医事務所での解剖等データは、府個人情報保護条例の趣旨から未登録の状況。【大阪府】</li> <li>・監察医事務所における検案データについて、自殺予防や熱中症対策等、公衆衛生の向上を目的として個人情報の取扱いにも十分配慮しながらデータを活用している。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であることから、国へのデータ提供は行っていない。</li> <li>・公衆衛生向上の観点から、関係機関等で必要な情報について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	CDR <sup>2</sup> の実施体制整備について試行的に実施中。得られた情報をもとに今後のあり方について検討し、一定の方向性を明らかにする【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDRに関する国の動向について関係課間で適宜情報共有している。【大阪府】</li> <li>・現時点で具体的取組みは未実施。</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等で対策に必要な情報(医学的データ等)について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>

<sup>2</sup> CDR: Child Death Review の略。子どもの死因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のための子どもの死亡検証のこと。

国推進計画に記載の内容	医療機関及び法医学教室等で虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待については子ども家庭センターと大阪府警が連携して対応している。【大阪府警、大阪府】</li> <li>・大阪大学において大阪府児童虐待危機介入チーム登録医師が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪府】</li> <li>・大阪大学において大阪市子ども相談医である医師（法医学）が医学鑑定および外来での診察を行っている。【大阪大学、大阪市】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府警と子ども家庭センターなどの連携を強化し、問題認識の共有を図る。</li> <li>・関係機関等で対策等に必要となる情報（医学的データ等）について、個人情報の取扱いにも十分配慮しながら提供し活用を図る。</li> </ul>

国推進計画に記載の内容	遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関において遺族感情に十分配慮しながら適切に対応している。【大阪府、大阪府警、大学】</li> <li>・令和4年度の新規の厚生労働省補助事業である「死因究明拠点整備モデル事業」を通じ、遺族対応のノウハウの蓄積に努める。【大阪府】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の同意を必要とする解剖や検査での府の対応ノウハウが監察医事務所以外では全くないことから、国モデル事業等を通じて把握に努める。</li> </ul>

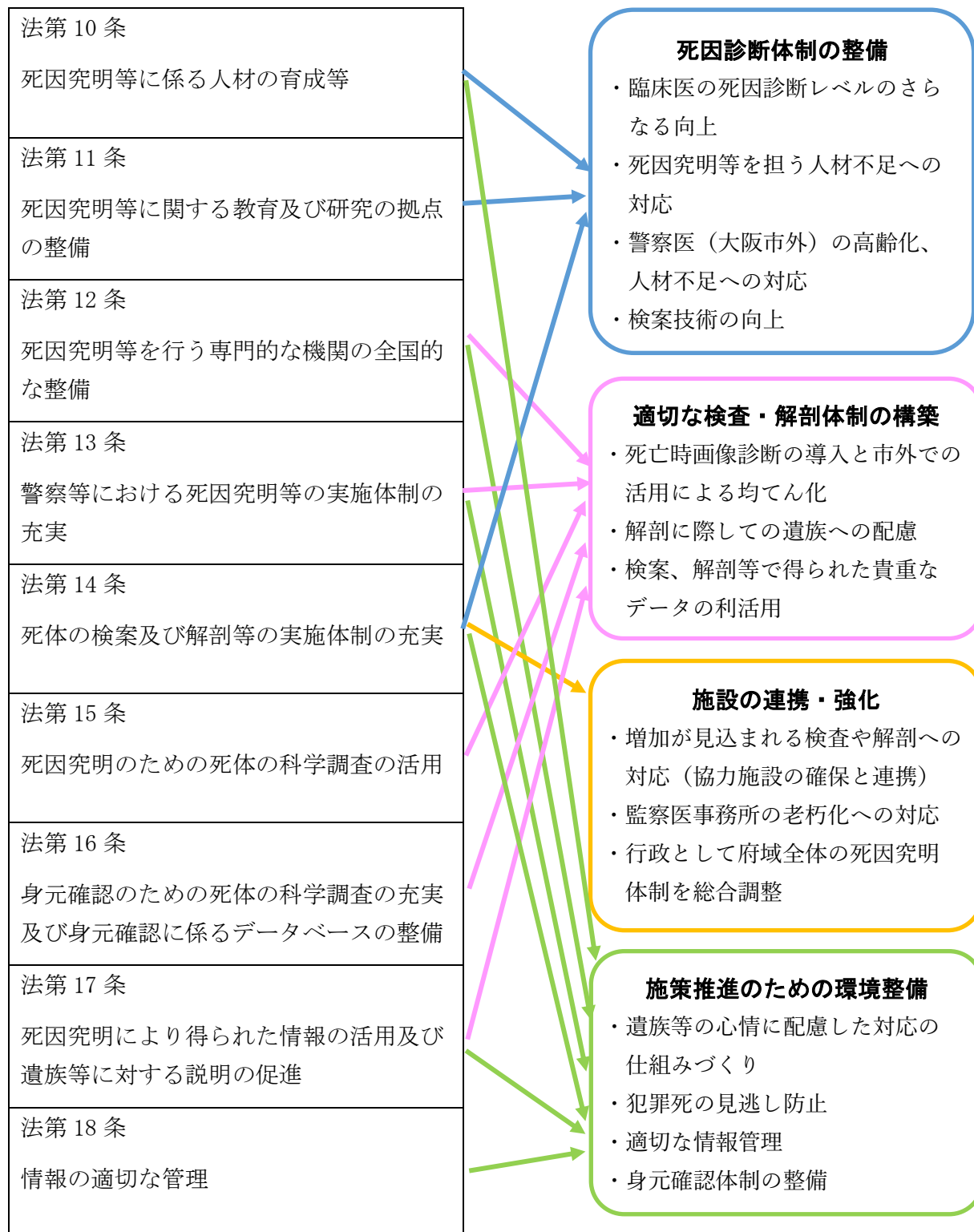
(9) 情報の適切な管理（法第18条）

国推進計画に記載の内容	情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】
これまでの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法及び府個人情報保護条例の趣旨を踏まえ適切に対応している。【関係機関】</li> </ul>
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の府個人情報保護条例で死者の情報も保護対象であるが、警察による照会は条例の適用外であることの周知が必要。</li> </ul>

## ○国推進計画と今後の体制整備に向けた方向性との関係性

国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」にもとづく府内の取組状況を確認した上で、「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ」（平成30年2月）を受け、大阪府でとりまとめた「今後の死因調査体制の整備に向けた方向性」をもとに、関係性を整理すると以下のとおり。

なお、「留意すべき事項」は「施策推進のための環境整備」として整理する。



## 第4節 検討が必要な課題

府内の現状・課題及びこれまでの取組状況を踏まえ、以下の4点について検討が必要と考えられる。

### (1) 死因究明等に関わる人材の確保と育成

府内死亡者数は2040年（令和22年）にピークを迎え、死体取扱数も比例して増加見込であり、2020年（令和2年）比で約1.3倍の17,774件が見込まれていたが、2022年（令和4年）には、17,000件を超える状況となっている。こうした中、府内の死因究明機関である大学では死因究明等に携わる常勤の人材が限られており、例えば、犯罪死体等の解剖鑑定医は各機関1～2名の状況である。また、大阪市内で事件性が認められない死体の解剖が可能な監察医事務所では、常勤の監察医が不在であり、非常勤で対応している。こうした状況からキャリアパスへの不安もあり、法医を志す学生が少ないこともあり、死因究明等を担う人材が不足していると考えられる。

また、大阪市外の検案業務を担っている警察医の約65%が60歳以上であり、高齢化の状況は変わっておらず、検査・解剖体制は未整備の状況である。

この間、大阪府では、増加する異状死数に対して適切に対処できる体制整備のため、「かかりつけ医」や「救急医」に対する死亡診断研修を実施してきたが、これらの枠にとらわれず、今後想定される自宅での看取りの増加や大規模災害等に対する備えとして、臨床に携わる医師に対しても広く死因診断できる体制が求められている。

さらに、身元確認について、府歯科医師会に警察歯科対策室を設け、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、生前資料をもとに身元の特定を行っている。この業務に携わる歯科医師の技術向上のため、警察と歯科医師会で研修を実施しているが、警察からの要請件数が増加傾向にあることや、今後想定される大規模災害等の発災に備え、対応できる歯科医師の養成が必要であり、大阪大学では法歯学の養成プログラムを開始している。

こうしたことから、死因究明等に携わる人材の確保や育成に取り組む必要がある。

### (2) 大阪市内と大阪市以外の死因究明調査体制の均てん化

令和4年の大阪市の検案数は10,034件であり、監察医制度を有する大阪市内が6,183件であることから約1.6倍の状況にある。また、市外における死亡時画像診断の実施件数は53件であり、市内の1,876件と比して限られた状況にあり、引き続き、均てん化の取組が必要である。

府域における死因調査体制を整備していく上で、死亡時画像診断の活用が不可欠であることから、死亡時画像診断装置が未設置の大学法医学教室や医療機関に対してその有効性の周知や導入を促すとともに、死亡時画像診断を実施していない地域の医療機関にCT撮影の協力を求めることとあわせ、撮影データの読影や死亡診断書（死体検案書）作成のため、監察医や警察医間でサポートを行うなど、均てん化に向けた取り組みを継続することが必要である。

死因究明のためには必要な検査や解剖の実施が望まれるが、市外については体制整備が求められる。

### (3) 関連する必要な取り組み

#### ① 死因究明等の制度に関する周知啓発

穏やかな看取りへの対応として「人生会議」の周知啓発を実施している。こうした中、令和4年12月に『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』が公布され、令和5年4月から施行される。大阪府ではこの条例の目的に従い、人生会議に関する普及啓発を広く推進することで府民の理解を深め、本人の意思により人生会議を推進していくこととしている。

また、令和4年8月に「大阪府における死因究明と身元確認」のホームページを作成し、死因究明等の制度周知に努めているところ。

今後は、令和4年度事業として実施している厚生労働省の「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた遺族等からのアンケート調査結果を踏まえ、事件性が認められない死体の死因究明制度に対する理解と関心につなげるために活用していく必要がある。

#### ② 検索データの利活用

現在、監察医事務所で得られた大阪市内のデータを活用し、熱中症予防や孤独死について府民に周知している。また、自殺や入浴死に関するデータを庁内関係課に提供することで対策に活用している。引き続き、得られた貴重な検索データを故人の尊厳と遺族に配慮しつつ、府民の公衆衛生の向上のために関係機関と連携して、積極的に利活用していくことが求められている。

また、犯罪死見逃しや事例の分析に資するよう、死亡検証により得られた子どもの死亡原因に関する情報や虐待による死亡が疑われると判断した場合の情報の取り扱いについて、担当部署が対策等に必要となる医学的データを提供するなど、個人情報情報の取扱いにも十分配慮しながら、関係者間での情報共有が必要である。

### (4) 身元確認調査体制の共有化

現在、身元確認について、大阪府歯科医師会に警察歯科対策室を設け、所轄警察署から歯牙鑑定による身元確認の要請があった場合、生前資料をもとに身元の特定を行っており、大阪大学でも当番制で歯科医師6名が歯牙鑑定業務に従事している。

また、今後、想定される大規模災害発災時には多数の身元確認を行う可能性があり、死体検案作業と身元確認作業について、関係者間で実施手法や課題を共有するとともに、事前の備えとしてのマニュアルの作成や訓練などが必要である。訓練の準備にあたり、大阪大学で使用しているマニュアルや実地演習を利用することも検討する。

実施体制の整備とあわせ、発災時にも科学的な身元確認を行うため、生前の歯科資料整備や検歯用機材（ポータブルレントゲン等）をいかに確保するか、あわせて検討が必要である。

## 第3章 死因究明等の体制整備に向けた方針と取組み

### ○ 死因究明等の体制整備に向けた考え方

「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年2月）」では『正確かつ適切な死因を特定する体制整備に早期に着手する必要がある、そのためには「現行の監察医制度を活用しつつ、府域全体の死因調査体制を整備する」ことが重要である。』との基本方針を定めた。これを受け大阪府では、今後の死因調査体制の整備に向けた方向性として、「死因診断体制の整備」、「適切な解剖体制の構築」、「施設の連携・強化」の3点とこれらを推進するにあたり「留意すべき事項」を取りまとめ、取組みを実施してきた。

今回の計画策定にあたり課題整理する中で、従来からの取組内容に加え、現時点で必要な新たな取組を加えることで、これまでの課題に対応しつつ、新たな課題にも対応していくものとする。

なお、本計画は「死因診断体制の整備」、「適切な検査・解剖体制の構築」、「施設の連携・強化」に「施策推進のための環境整備」を加えた4つの重点施策について進めていく。

### 死因究明等の体制整備に向けた方針

#### 【基本方針】

- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。
- 死因究明等の体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

#### 死因診断体制の整備

- ・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上
- ・死因究明等を担う人材不足への対応
- ・警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応
- ・検案技術の向上

#### 適切な検査・解剖体制の構築

- ・死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
- ・解剖に際しての遺族への配慮
- ・検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

#### 施設の連携・強化

- ・増加が見込まれる検査や解剖への対応（協力施設の確保と連携）
- ・監察医事務所の老朽化への対応
- ・行政として府域全体の死因究明体制を総合調整

#### 施策推進のための環境整備

- ・遺族等の心情に配慮した対応の仕組みづくり
- ・犯罪死の見逃し防止
- ・適切な情報管理
- ・身元確認体制の整備



## (1) 死因診断体制の整備

### 【施策の方向性】

- 臨床医における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上
- 死因究明等を担う人材不足への対応
- 大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実
- 検案技術の向上

### 目 標

- ・ 救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数  
毎年100名以上
- ・ 監察医事務所での実習生受け入れ数  
年間10名以上
- ・ 監察医の委嘱数  
3年間で5名以上
- ・ 大学で法医学を専攻する医師数  
3年間で5名以上
- ・ 大阪地域医療支援センターホームページで大学のニーズを踏まえた情報を発信し、法医のキャリア形成支援
- ・ 大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
- ・ 大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制構築

### 【主な取組内容】

#### ① 臨床医向け研修

- ・ 平成30年度から救急医向け研修及びかかりつけ医を対象に、法令解釈や死亡診断書作成の研修を実施することで死因診断に関する必要な知識の習得に努めてきた。今後は、救急医が死亡診断書（死体検案書）の作成を実際に行うために、死因診断の重要性について理解を深める研修を行うとともに、在宅での看取りの増加が見込まれるため、救急医に加え、臨床医を対象とした研修を実施する。【新規】

#### ② 人材の確保・育成

- ・ 法医学教室を有する府内5大学に対し、死因究明に対する大学のニーズ、人材育成のあり方や府外大学との連携等について、早期にアンケートやヒアリング調査を実施することで状況を把握し、今後の取組方策について検討する。【新規】
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大のため中断していた、監察医事務所での大学の解剖実習について、大学と連携して受け入れを再開する。
- ・ 大阪大学において、文部科学省支援「次のいのちを守る」人材育成教育研究拠点事業を令和5年度から開始。【新規】

- ・大学院等で専門のコースを修了した医師の働き場所を確保するため、監察医、警察医の検案業務従事について検討する。【新規】
  - ・法医を確保するため、大阪府地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)において、大学のニーズを踏まえた情報提供や発信に向け調整する。【新規】
  - ・今後、在宅での看取りが増加することを踏まえ、主に在宅医療の現場において、患者へのACP<sup>3</sup>支援を実施できる人材を育成するための研修を実施。【新規】
- ③ 歯科医師への研修
- ・大阪府歯科医師会警察歯科対策室が実施している大阪府警との歯牙による身元確認に必要な研修について、内容を充実することでスキルアップを図る。
- ④ 検案サポート医体制の検討
- ・大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを構築する。
- ⑤ 救急機関との相談体制構築等
- ・大阪市内の救急医と監察医による死因判定等の意見交換（監察医によるフィードバック）について、市内の救急医療機関と意見交換を継続する。
  - ・事件性が阻却された遺体については、救急医療機関での死因診断の実務レベルをさらに向上させることで、警察からの依頼により救急医が死因診断できる体制づくりをめざす。【新規】
- ⑥ 警察医への情報提供
- ・検案技術向上のため、引き続き、捜査への影響等に留意しつつ、解剖結果等の情報を警察から警察医に提供する。

---

<sup>3</sup> ACP：Advance Care Planning の略。今後、自身が受ける医療やケアについて、自分の考えを家族や近い方、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、考え、「心づもり」として書き留めたものを周囲と共有する、という、自身の意思決定を支援する手順のこと。

「死因診断体制の整備」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ

施策の方向性	主な取組内容	目標
臨床医における医療の最終行為としての死因診断に対する意識やレベルのさらなる向上	⇒ ・臨床医向け研修	⇒ ・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 毎年100名以上
死因究明等を担う人材不足への対応	⇒ ・人材の確保・育成 ・歯科医師への研修	⇒ ・監察医事務所での実習生受け入れ数 年間10名以上 ・監察医の委嘱数 3年間で5名以上 ・大学で法医学を専攻する医師数 3年間で5名以上 ・大阪府地域医療支援センターホームページで大学のニーズに応じた情報発信し、法医のキャリア形成支援
大阪市外の検案を実施している警察医の高齢化、人材不足への対応や業務負担に対するサポート体制の充実	⇒ ・検案サポート医体制の検討	⇒ ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
検案技術の向上	⇒ ・救急機関との相談体制構築等 ・警察医への情報提供	⇒ ・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制構築

## (2) 適切な検査・解剖体制の構築

### 【施策の方向性】

- 死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化
- 解剖に際してのご遺族への配慮
- 検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

### 目 標

- ・ 大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり
- ・ 監察医事務所のCT車を活用した市外CTの対象地域拡大
- ・ 遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）
- ・ 公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

### 【主な取組内容】

#### ① 死亡時画像診断（CT）の導入及び活用

- ・ 堺・泉州地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（CT）の試行実施するモデル事業を行い、運用上の課題等を整理し、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、監察医や警察医間で連携しながら必要なサポートを行う。  
なお、大阪市外での薬毒物検査等の活用や解剖の実施については、死亡時画像診断のモデル事業の試行実施結果を踏まえ、今後、検討していく。
- ・ 監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できない地域（北河内地域等）について活用している。今後、他の地域での活用について検討を進める。
- ・ 死因・身元調査法に基づく死亡時画像診断の実施について、協力が得られた医療機関との間で必要な手続を行い、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートが行えるよう検討する。【新規】
- ・ 死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。

#### ② 遺族感情に配慮した対応

- ・ 新たな事業を構築する際に遺族感情に配慮した対応を行うため、現在、実施中の厚生労働省補助事業「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた知見等を活用する。
- ・ 他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、医療従事者を対象に研修を実施する。【新規】

#### ③ データの利活用

- ・ 監察医事務所で扱う各情報を引き続きデータベース化するとともに、検案、検査・解剖により得られたデータの情報分析を行い、疾病の予防や治療等、公衆衛生の向上や増進に活用するためのデータ提供手法を検討する。

- ・単身高齢者等の見守りや死亡時の早期発見や正確な死因診断のため、監察医事務所得られた孤独死関連データや熱中症の状況について、ホームページ等で周知しているが、その内容を充実することで、さらなる予防につなげていく。
- ・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に必要となる情報の提供に努める。
- ・現在、厚生労働省において、身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。【新規】

「適切な検査・解剖体制の構築」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ

施策の方向性	主な取組内容	目標
死亡時画像診断の導入と市外での活用による均てん化	⇒ ・死亡時画像診断（CT）の導入及び活用	⇒ ・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり ・監察医事務所のCT車を活用した市外CTの対象地域拡大
解剖に際してのご遺族への配慮	⇒ ・遺族感情に配慮した対応	⇒ ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）
検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用	⇒ ・データの利活用	⇒ ・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供

### (3) 施設の連携・強化

#### 【施策の方向性】

- 今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進
- 監察医事務所の老朽化への対応
- 行政として府域全体の死因究明体制を総合調整

#### 目 標

- ・ 大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理
- ・ 大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり [再掲]
- ・ 監察医事務所の施設や設備充実

#### 【主な取組内容】

- ① 法医学教室等との連携推進
  - ・ 死亡者数の増加に対応（解剖等の分散）するため、監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した検査・解剖体制の構築を目指す。各大学等の現状把握を行い、協力施設の確保・連携をめざす。
  - ・ 大学関係者の意見を踏まえ、大阪府死因調査等協議会において、大学施設等の活用等に当たっての課題について議論を行う。
- ② 死亡時画像診断（CT）の導入及び活用 [再掲]
  - ・ 堺・泉州地域において協力医療機関を確保した上で、死亡時画像診断（CT）の試行実施するモデル事業を行い、運用上の課題等を整理し、他の地域への拡大を検討する。モデル事業の実施にあたっては、撮影データの読影技術向上や死体検案書の作成手法について、監察医や警察医間で連携しながら必要なサポートを行う。なお、大阪市外での薬毒物検査等の活用や解剖の実施については、死亡時画像診断のモデル事業の試行実施結果を踏まえ、今後、検討していく。
  - ・ 監察医事務所に導入したCT車については、通常業務に加え、死因・身元調査法による検査が必要なもののうち、大学法医学教室で対応できない地域（北河内地域等）について活用している。今後、他の地域での活用について検討を進める。
  - ・ 死因・身元調査法に基づく死亡時画像診断の実施について、協力が得られた医療機関との間で必要な手続を行い、死亡時画像診断が必要な場合、必要なサポートが行えるよう検討する。【新規】
  - ・ 死亡時画像診断用のCTが未導入の府内大学や医療機関に対し、有効性についてアピールし、国の医療施設等施設整備補助金を活用しながら導入を促していく。
- ③ 監察医事務所の設備等の対策
  - ・ 監察医事務所の運営が円滑に進むよう、引き続き、国の医療施設運営費等補助金を活用しながら、施設や設備等を充実していく。

「施設の連携・強化」施策の方向性・主な取組内容・目標マップ

施策の方向性	主な取組内容	目標
<p>今後の死亡者数の増加に併せて解剖の増加も見込まれる中、検査・解剖が可能な協力施設の確保と連携推進</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法医学教室等との連携推進</li> <li>・死亡時画像診断（CT）の導入及び活用 [再掲]</li> </ul>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外の死因調査体制の課題等について再整理</li> <li>・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり [再掲]</li> <li>・死亡時画像診断システムの導入を希望する大学や医療機関に対して国庫補助金を活用して推進</li> </ul>
<p>監察医事務所の老朽化への対応</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所の設備等の対策</li> </ul>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監察医事務所の施設や設備充実</li> </ul>
<p>行政として府域全体の死因究明体制を総合調整</p>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法医学教室等との連携推進 [再掲]</li> </ul>	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外の死因調査体制の課題等について再整理 [再掲]</li> </ul>

#### (4) 施策推進のための環境整備

##### 【施策の方向性】

- 穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり
- 犯罪死の見逃し防止という社会的要請への対応
- 情報の適切な管理
- 大規模災害の発生に備えた、身元確認体制の整備

##### 目 標

- ・ 遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）[再掲]
- ・ 大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり [再掲]
- ・ 警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化
- ・ 公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供 [再掲]
- ・ 情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供
- ・ 大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）
- ・ 身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有

##### 【主な取組内容】

###### ① 府民啓発

- ・ いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例が、令和5年4月に施行されることから、条例の趣旨にもとづき、人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解を促進する。【新規】
- ・ 新たな事業を構築する際に遺族感情に配慮した対応を行うため、現在、実施中の厚生労働省補助事業「死因究明拠点整備モデル事業」で得られた知見等を活用する。[再掲]
- ・ 他府県の好事例を参考に遺族対応のノウハウを関係者で共有するため、医療従事者を対象に研修を実施する。[再掲]

###### ② 検案サポート医体制の検討 [再掲]

- ・ 大阪府が進めているモデル事業において、今後、大阪市外で検案を行う警察医が死亡時画像診断を実施する機会が想定されることから、監察医事務所で監察医が行う画像診断の機会を通じた読影技術向上研修の実施や死因確定に悩む警察医等を監察医や警察医間でサポートする仕組みを構築する。

###### ③ 警察における検視体制の充実

- ・ 検視官の効率的な運用を確保するため、引き続き、ITの活用や署員のレベルアップ（検視のポイントを教養する等）によって体制強化することで、今後見込まれる死亡者数の増加に対応し、犯罪死の見逃し防止を徹底する。



- ・遺体の適正な保管に努め、DNA等の科学捜査を活用し、早期に遺体を遺族等に引き渡す。
- ④ CDR (Child Death Review) の実施体制整備や虐待が疑われる事象への対応
- ・CDRについては、現在、国においてモデル事業が試行実施されていることから、事業の推移を注視する。【新規】
  - ・虐待事案に関し、必要に応じて法令所管部局との連携強化を検討する。【新規】
- ⑤ 情報の適切な管理
- ・より適切な情報管理を行うため、令和5年度に改正予定の府個人情報保護条例の変更内容を周知する。【新規】
- ⑥ 身元確認体制の整備
- ・今後の大規模災害の発生に備え、身元確認体制の整備が必要であり、生前の歯科資料の収集方法の検討や、多数の身元不明者に対応するための人的・物的な体制の確保手続きについて関係者で共有するとともに、事前訓練の実施や科学的調査による身元確認体制（検案や身元確認等）の整備を進める。【新規】
  - ・現在、厚生労働省において身元確認に活用するための大規模データベースの構築に向け検討中であることから、その動向について注視する。【新規】
  - ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む事例の把握を行い、今後の取組みに参考となる事例を関係者で共有する。【新規】

「施策推進のための環境整備」 施策の方向性・主な取組内容・目標マップ

施策の方向性	主な取組内容	目標
<p>穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府民啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）[再掲]</li> </ul>
<p>犯罪死の見逃し防止という社会的要請への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検察サポート医体制の検討 [再掲]</li> <li>・警察における検視体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり [再掲]</li> <li>・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化</li> </ul>
<p>情報の適切な管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDRの実施体制整備や虐待が疑われる事象への対応</li> <li>・情報の適切な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供</li> <li>・情報の適切な管理に関し、国の動向を把握しながら、関係者に情報提供</li> </ul>
<p>大規模災害の発生に備えた、身元確認体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身元確認体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）</li> <li>・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例を関係者間で共有</li> </ul>

## 第4章 推進体制等

### ○ 計画の推進体制

今回取りまとめた本計画は、2040年[令和22年]の超高齢多死社会を見据えながら、当面取り組むべき内容についてまとめたもの。今後も、死因究明等の体制整備やそれに必要な取組みの推進にあたっては、大阪府死因調査等協議会を構成する関係者間で協議や調整をしながら連携して対応することが不可欠であり、それぞれの役割の中でその役目を果たしていくことが肝要である。

### ○ 進捗管理

本計画に記載している方向性や目標に対し、それらの実現のために必要な取組内容や結果について、毎年、大阪府死因調査等協議会の場において報告するとともに、進捗状況を確認していくこととする。

### ○ その他

なお、本計画の計画期間は令和5年度から3年としているが、社会情勢や死因究明等を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じてこの計画を柔軟に見直すものとする。

## ○大阪府死因調査等協議会規則（平成二十九年十一月十三日、大阪府規則第百七号）

（趣旨）

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府死因調査等協議会(以下「協議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 医療関係団体、医療施設等の代表者

三 関係行政機関の職員

四 前三号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第五条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

6 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第六条 協議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聴くことができる。

（報酬）

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

（費用弁償）

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第九条 協議会の庶務は、健康医療部において行う。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第5章 関係法令

### ○ 死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 基本的施策（第十条—第十八条）
- 第三章 死因究明等推進計画（第十九条）
- 第四章 死因究明等推進本部（第二十条—第二十九条）
- 第五章 死因究明等推進地方協議会（第三十条）
- 第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度（第三十一条）

#### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

2 この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

##### （基本理念）

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。
- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学の責務)

第六条 大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(死因究明等に係る人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及

び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(警察等における死因究明等の実施体制の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死体の検案及び解剖等の実施体制の充実)

第十四条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明のための死体の科学調査の活用)

第十五条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査（死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。）その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。）の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)

第十八条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等

により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 死因究明等推進計画

第十九条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項
- 二 死因究明等に関し講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

### 第四章 死因究明等推進本部

（設置及び所掌事務）

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

（死因究明等推進本部長）

第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

（死因究明等推進本部員）

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者



3 前項第二号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

## 第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。